

## 福島県環境影響評価審査会議事概要

### 1 日 時

平成24年11月6日(火) 午前10時00分開会 午前11時45分閉会

### 2 場 所

杉妻会館3階 百合A

### 3 議 事

#### (1) エム・セテック(株)相馬工場内発電所新設計画に係る環境影響評価方法書について

#### (2) その他

### 4 出席者等

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 環境影響評価審査会 | 6名 |
| (2) 事務局       | 6名 |
| (3) 事業者       | 8名 |
| (4) 傍聴者       | 9名 |

### 5 議事概要(「エム・セテック(株)相馬工場内発電所新設計画に係る環境影響評価方法書について」の該当部分のみ記載。)

#### 【事業者】

事業者から、当該方法書の概要、及び事前に審査会委員から質問のあった事項に対する回答を資料に基づき説明。

#### 【委員】

相馬局と新地局の風配図が記載されているが、これはいつのデータか。

#### 【事業者】

2010年と思われる(後ほど確認する)が、入手可能な最新のデータである。

#### 【委員】

気象や気候の状況は最新のものではなく、できれば気候値としたほうがよい。異常気象の年もあるので、何年かまとめた平均値で示したほうがよい。

#### 【委員】

事前に提出した質問に対する回答で、「排水は適切な処理をした後に放流するので、有害物質等が環境に影響を及ぼす可能性はほとんどない。確認のため生物化学的酸素要求量を測定する」というものがあるが、生物化学的酸素要求量は有機物汚染の指標であって、有害物質の指標にはならない。確認のために生物化学的酸素要求量を選んだというのは、整合性がないのではないか。

#### 【事業者】

そのとおりであるので、有害物質については出口で調査する。

#### 【議長】

環境基準と排水基準には、生活環境項目と健康項目(有害物質)が定められているが、生物化学的酸素要求量は生活環境項目である。有害物質の基準超過は許

されない。生活環境項目と有害物質は別枠なので、それがわかるように整理すること。

**【委員】**

生物重要種確認調査の資料の重要な鳥類の名前に誤りがある。

その資料に「重要種が飛翔しているが繁殖はしていない」と記載されているが、記載の需要種の繁殖期は調査した時期よりも早いので、繁殖している可能性はないとは言えない。また、裸地であれば鳥が必ず入ってくるので繁殖する可能性がある。事業実施に当たって注意してほしい。

繁殖期にヒナや卵のいる巣を壊すことは、鳥獣保護法違反となる。そのようなことにならないように、工事期間を調整する必要がある。方法書の工事工程とおりで工事をすると、4月・5月は土木工事となるが、この間工事が継続して行われると、その場所では繁殖はしない。鳥がいる可能性があるので、土地の造成を繁殖期のだ真ん中にすると要注意だ。

次に、希少植物についてだが、生物重要性種確認調査では「希少種が事業実施区域内で発見されたが、事業実施区域以外でも生育していることから影響は小さい」と記載されている。現在行われている、常磐高速道の工事現場でも発見されているが丁寧に移植している。したがって、この事業実施区域に生育しているものもつぶすのではなく、周辺に適地があれば移植したほうがよい。事業実施区域や工業団地内に調整池はあるか。

**【事業者】**

ない。

**【委員】**

どこかに水辺はあるはず。湿地を好むので、適地を探して移植するべき。検討してほしい。

次に二酸化炭素についてだが、方法書(p14)に「排出ガス量(湿りガス)」と記載されているが、これは二酸化炭素の排出量のことか。

**【事業者】**

これは、排ガス総量で二酸化炭素排出量ではない。

**【委員】**

二酸化炭素の排出総量については、方法書に記載がないのか。

**【事業者】**

二酸化炭素の排出総量は計算できるので、準備書には記載する。

**【委員】**

「エム・セテック(株)相馬工場では、ソーラーパネルをつくるので21万kWのソーラー電源が創出される」という説明があった。温室効果ガス全体のストーリーとしては、生産するソーラー発電を含めて、どれだけ二酸化炭素を削減する効果があるのかというものがほしい。また、最先端の効率の良い発電装置を使用することによる削減効果(通常の石炭火発との比較)のデータがほしい。そのような

内容を準備書で記載してほしい。

**【事業者】**

準備書に記載することとする。

**【議長】**

今の二酸化炭素の排出量に関連してだが、以前いわき市小名浜に火力発電所の設置計画（法アセス対象）があったが、当時は、温暖化防止対策の議論が盛んだったこともあり、環境省が経済産業省に対して二酸化炭素の排出に関して厳しい意見を述べて、事業者が事業をあきらめたという事例があった。東日本大震災後は、原発停止で火発の稼働率が高まっている状況もあるが、木質チップの活用やソーラーパネル製造等により、地球温暖化対策に努力しているということ、わかりやすく示すべきである。

木質チップは、何を使用するつもりか。

**【事業者】**

間伐材等を使う予定だ。

**【議長】**

福島県の森林面積は県土の70%。その森林には放射性物質が付着しているので除染が必要であるので活用は難しいと思われる。しかし、放射性物質に汚染されていない、がれきについては活用できるのではないかと思うがどうか。

**【事業者】**

放射性物質の問題があるので、燃料としてがれきを使うのは難しい（宮城県の業者から近郊の間伐材を購入予定）。

**【議長】**

現在、自分は、国土交通省が来年から実施する相馬港・小名浜港のヘドロのしゅんせつ事業に関わっている。ヘドロは高濃度のセシウムが蓄積しているので、しゅんせつする際に、セシウムが海水に移行しないようになどの検討している。おそらく、この事業の工事と同時期にスタートすることとなると思う。

先ほど、排水に関する議論があったが、この流域は一般排水基準の上乗せ基準は設定（特に窒素・リン）されているか。わからなければ後で確認してほしい。この事業では50人槽程度の合併処理浄化槽を使うのだと思う。今、合併処理浄化槽でも窒素・リンも除去可能となっている。大規模事業を行う際は、生活排水対策についても、より前向きに取り組んでいるということを示したほうがよいと思うので、導入について検討してほしい。

また、先ほど植物を移植するという話があったが、周辺流域のどこかには適地があるはずなので移植して保全するなど、様々な面での環境配慮を行ったほうがよい。

**【委員】**

木質チップは、宮城県の業者から購入するということだが、放射性物質の基準などはあるのか。

**【事業者】**

購入時についてはある程度の指標はある（明確な基準はない）。

**【委員】**

基準が示されれば、それに従うということか。放射性物質については、この審査会の審査対象とはならないのか。

**【事務局】**

基準等が示されていないので対象としていない。